

# 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の 検証に関する指針の改正方針について

---

令和5年6月13日

事 務 局

- ◆ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）は、**MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを確認**するもの。
- ◆ 本研究会においては**モバイルスタックテストを実施する際の指針（ガイドライン）を策定の上、初回の検証を実施したところであり、今回の検証において検証対象となったサービス等の料金については、価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないことが確認**された。

## < 検証結果概要 >



- (利用者料金)    基本料金    データオプション料    通話料金    その他
- (接続料等)    データ接続料相当額    音声接続料相当額    その他の設備費用    営業費相当額

- ◆ この他、**ガイドラインについては今回検証の結果及び研究会における議論を踏まえ必要に応じて見直されることが適当**との方針整理案を事務局から提示。

## (1) 本研究会における議論

- ◆ モバイルスタックテストの実施に当たり「固定通信・移動通信サービス間のセット割引」を考慮すべきとの点は、ガイドラインの検討段階において一部事業者から指摘があったところであり、競争ルールの検証に関するWGにおける検討結果を踏まえてガイドライン改正を検討することとしている。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（案）に対する意見及びその考え方

| 意見   | 考え方   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者料金に関する割引の取扱いについて「<u>接続料の算定等に関する研究会</u>」第六次報告書では、固定通信とのセット割について、利用者料金に関する割引の算出が可能であるとの考え方が示されているところ、<u>本指針案においても同様に固定通信とのセット割を利用者料金から控除する旨を明記いただくことが、検証の適正性の更なる向上につながるもの</u>と考える。（一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会）</li> <li>・ <u>固定通信や非通信サービスとのセット割引が携帯電話サービスに係るものであるかが明確になりましたら、対象のセット割引については利用者料金から控除して検証するよう指針を改定いただきたい。</u>（株式会社インターネットイニシアティブ）</li> <li>・ 本指針案においても<u>固定通信のセット割を利用者料金から控除する旨を明文化することが、モバイルスタックテストの運用の適正化、引いては公正競争の確保に繋がる</u>と考える。（株式会社オプテージ）</li> </ul> | <p><u>固定通信と移動通信のセット割については、その割引がどの程度携帯サービスに係るものなのか等、明確でない点があることから、引き続き「競争ルールの検証に関するWG」において検討することが適当と考える。</u></p> <p><u>また、固定通信と移動通信のセット割のうち、どの程度が携帯サービスに係るものであるか等が明確になった際には、本指針の見直しを検討することが適当と考える。</u></p> |

- ◆ また、本年4月に初回の検証を実施した際にも、「例えば『固定通信・移動通信サービス間のセット割引』の取扱いについては、割引額のうちどの程度が移動通信に係るものであるか等が明らかとなった場合にはガイドラインに反映させることが適当」との方針整理案を事務局より提示したところ。

## (2) 競争ルールの検証に関するWGにおける議論

- ◆ 競争ルールの検証に関するWGにおいては、MNO 3社が行うFTTHアクセスサービスとモバイル契約とのセット割引が、FTTHアクセスサービス市場の競争環境を不当に歪めることにならないかという観点で、特にNTTドコモ及びソフトバンクのセット割の取扱いについて検証を行った結果、以下の点が明らかになった。

- 各社においては、独立販売価格をもとにセット割引の値引き額を（固定/移動通信間で）按分しており、会計処理上の基本的な考え方は共通している。

**（参考）収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）**

（値引きの配分）

70. 契約における約束した財又はサービスの独立販売価格の合計額が当該契約の取引価格を超える場合には、契約における財又はサービスの束について顧客に値引きを行っているものとして、当該値引きについて、契約におけるすべての履行義務に対して比例的に配分する。

- 各社の会計処理の結果得られた按分比を用いてセット割引の値引き額を固定/移動通信間で按分するとFTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3との比率が得られる。

- ◆ こうした検証結果を踏まえ、競争ルールの検証に関するWGにおいても、「モバイルスタックテスト（移動通信分野における接続料等と利用者料金の間の関係の検証）においては、固定通信サービスとのセット割引を検証における原価に算入しない扱いとしているが、本WGにおける不当競争の検証上の按分の考え方を踏まえて、セット割引を考慮して検証を行うこととすべきではないか」との方針整理案が事務局より提示されている。

## 検証結果を踏まえた検討の方向性(案)

○ 今回の検証では、NTTドコモ・ソフトバンクの2社について、原価等が収入を下回っており、現時点において直ちに、不当競争を引き起こす状況にあるとは認められない。

○ 一方で、

➤ 依然として、両社が提供するFTTHアクセスサービスを契約する利用者がそのサービスを選択した理由として、「利用している携帯電話会社とのセット割引があったから」が多数(NTTドコモ:41.4%、ソフトバンク:40.8%)を占めている※1こと

➤ 「サービス卸ガイドライン※2」では、光サービス卸の提供を受けてサービスを提供する際に、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金を設定することが電気通信事業法※3上問題となり得る行為とされているのみならず、特にMNOが提供するセット割引に関して、料金設定について懸念が生じたときには(MNOが)合理的な説明を行うことが求められるとされていること

を踏まえれば、MNO3社(NTTドコモ、ソフトバンク及びKDDI)の固定系ブロードバンドサービス市場・移動系通信市場双方におけるシェアの推移等の今後の市場環境の変化や、提供するセット割引・キャッシュバック等の実態等に鑑み、必要と認められる場合には、再度検証を実施することが適当ではないか。また、再度の検証において、これまで実施された検証の過程で整理された内容を反映して検証を行うため、「FTTHアクセスサービスの提供条件が不当競争を引き起こす具体例」を改定することが適当ではないか。

※1 携帯電話の料金等に関する利用者の意識調査(総務省)令和5年3月調査

※2 NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月策定)

※3 第29条(業務の改善命令) 第1項第5号(料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。)及び第11号(需要を共通とする電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。)

○ さらに、通信市場の動向としては、モバイルサービス市場において、MNO各社がオンライン専用プランやその他廉価プラン等(ahamo、povo、LINEMO、UQモバイル、Y!mobile等)を含めた従来よりも低廉な料金プランを提供することにより、MNOとMVNOの料金プランの料金差が縮まっており、MVNOにとって価格優位性が低下している状況にあるところ、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、MNO3社が行うキャッシュバック等の契約締結等補助やモバイル契約とのセット割引について実態を把握すべき状況にあるのではないか。



## (参考)競争ルールの検証に関するWGでの議論


### 検証結果を踏まえた検討の方向性(案)

#### 【本WGにおける構成員からの意見】

- 報告徴収の結果、検証方法の精緻化が図られることは望ましい。また、各社の会計方法はそれぞれ相違しているものの(処理の結果として得られている)按分比の1:2~3という数字については実感に合っているのではないか。(第44回会合)
- (報告徴収の)結果を見ると、セット割引の値引き額の多くがモバイルサービスに按分されているということが言える。FTTHアクセスサービスそのものの競争もさることながら、モバイル契約に与える影響についても将来的に見極めていく必要があるのではないか。(今般、)会計上の取扱いが明確になったことを受けて、引き続き確認していくことが必要ではないか。(第44回会合)
- セット割引については、固定・モバイル双方でメリットがあるため、その費用を按分するという基本的な考え方は理解できる。少し心配なのは、メリットを超えたお金が動いていないかということについて、他のユーザからの補填の可能性もあるので、金額の全体像を含めて、どこからどのようにお金が回っているか気になっている。(第44回会合)
- この点、MVNO等からもセット割の影響等を指摘する意見がある。

#### (参考)「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)に対する意見及びその考え方(抄)

- ・ 利用者料金に関する割引の取扱いについて「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書では、固定通信とのセット割について、利用者料金に関する割引の算出が可能であるとの考え方が示されているところ、本指針案においても同様に固定通信とのセット割を利用者料金から控除する旨を明記いただくことが、検証の適正性の更なる向上につながるものとする。(一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会)
  - ・ 固定通信や非通信サービスとのセット割引が携帯電話サービスに係るものであるかが明確になりましたら、対象のセット割引については利用者料金から控除して検証するよう指針を改定いただきたい。(株式会社インターネットイニシアティブ)
  - ・ 本指針案においても固定通信のセット割を利用者料金から控除する旨を明文化することが、モバイルスタックテストの運用の適正化、引いては公正競争の確保に繋がると考える。(株式会社オペテージ)
- ⇒固定通信と移動通信のセット割については、その割引がどの程度携帯サービスに係るものなのか等、明確でない点があることから、引き続き「競争ルールの検証に関するWG」において検討することが適当と考える。また、固定通信と移動通信のセット割のうち、どの程度が携帯サービスに係るものであるかが明確になった際には、本指針の見直しを検討することが適当と考える。

 現在、モバイルスタックテスト(移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証)においては、固定通信サービスとのセット割引を検証における原価に算入しない扱いとしているが、本WGにおける不当競争の検証上の按分の考え方を踏まえて、セット割引を考慮して検証を行うこととすべきではないか。

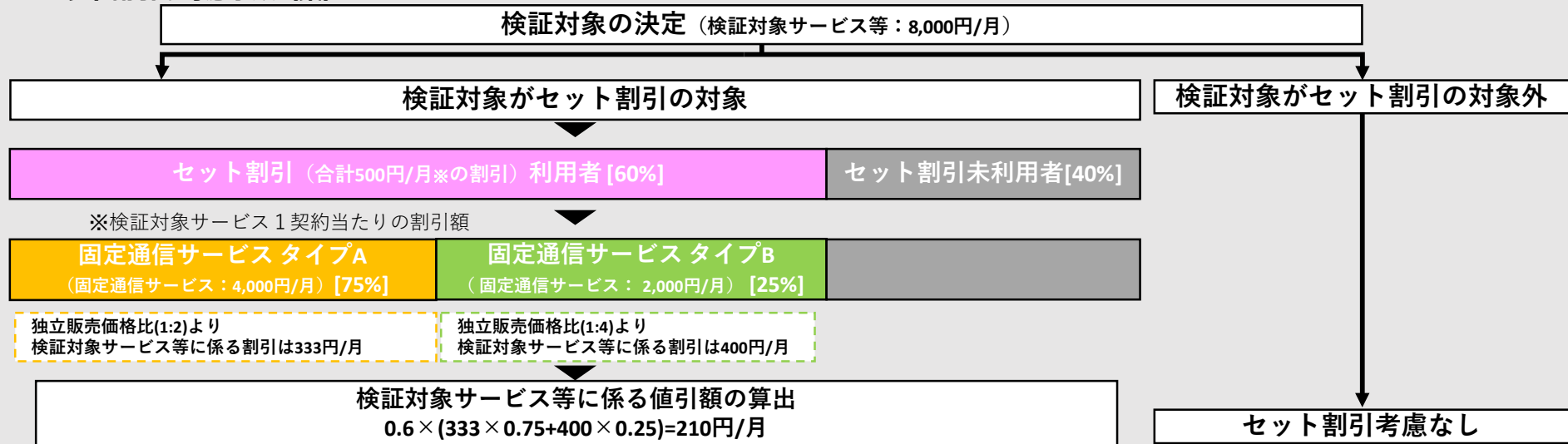
(競争ルールの検証に関するWG第45回資料)

## ガイドライン改正方針案

- ◆ FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争ルールの検証に関するWGにおいてFTTHアクセスサービス市場における不当競争を引き起こす懸念があることから検証を行っているところ、**値引き額のFTTHアクセスサービス/モバイルサービスの按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス=1：2～3）が明らかとなった。**この点、**セット割引の影響はFTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きい**ことを踏まえれば、**モバイルサービス市場においてもセット割引の競争への影響を判断する必要がある。**この観点からは**モバイルスタックテストにおいても特に固定通信サービスとのセット割引の影響を考慮することが適当**ではないか。
- ◆ 今後モバイルスタックテストにおいてセット割引の影響を考慮するに当たっては、**検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセット割引の対象である場合について、例えば以下のような手順でセット割引を考慮することが考えられるのではないか。**

- ① 検証対象サービス等の利用者のうち**セット割引を利用している者の割合**を算出するとともに、セット割引を利用している者については**検証対象サービス等1契約当たりの割引額**を算出する。
  - 検証対象サービス等の契約数に関わらず一律の値引額が適用される場合には、固定通信サービス1契約に紐付く平均的な検証対象サービス等の数でセット割引の金額を除することで、検証対象サービス等1契約当たりの額を算出
  - 検証対象サービス等の契約ごとに割引額が比例的に増額される場合には、検証対象サービス等が1契約増加したときの割引額の増額分より算出
- ② 検証対象サービス等とのセット割引が適用される固定通信サービスが複数存在する場合（タイプA/タイプB）には、**検証対象サービス等とそれぞれの固定通信サービスについて独立販売価格に基づく値引額の按分比を算出の上、固定通信サービスの構成比に基づいて検証対象サービス等に係る値引額の加重平均**を算出。

### ● セット割引の考慮手順（案）



## 論点②: 今次検証を通じた改善点

- ◆ 今次検証はガイドライン制定後初の検証であり、今次検証を通じて構成員及び事業者から以下のとおりモバイルスタックテストにおける「近接」や「接続料相当額」の捉え方について精緻化を図っていく必要があるとのコメントが示された。

### ●本研究会におけるモバイルスタックテストの改善点に関するコメント

- ・ 今回のスタックテストでは、「近接」や「接続料相当額」という言葉の意義など、色々まだ確定しづらい、あるいは運用しなければなかなか難しいところもあるので、その点は今後しっかりと詰めていくことになると思っている。【第65回会合/西村（暢）構成員】
- ・ 設備容量の上限値については、サブブランドとメインブランドで同一の上限値を採用しているということで、こちらは分子側になるかと思うが、分母側のパラメータ、最繁忙集中率や最繁忙時のトラフィック量についてもメインブランドとサブブランドで同一の値という形で出されているものなのか、検証対象のブランドに特化した最繁忙トラフィック量、最繁忙集中率を使用しているのか確認が必要と考えている。【第71回会合/MVNO委員会】

（料金の近接について）

- ◆ モバイルスタックテストガイドラインにおいては、検証対象の選定に当たり、MVNOの提供するサービス等と月額相当額が近接することを要件の一つとしており、現行のガイドラインにおいては、MNOとMVNOの提供するサービス等が近接しているか否かを判断するに当たり、固定通信・移動通信間のセット割引について考慮していない。

### ●移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

#### （2）検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①～③までの要件を全て満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン（以下「サービス等」という。）のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供する同等のサービス等（以下「競合サービス等」という。）の料金の月額相当額を下回るか、又はこれと近接しているもの（指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く。）
- ② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題に基づいて本件検証の対象にすべき旨の要望が寄せられたもの
- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合において認められたもの

（接続料相当額等の算出根拠について）

- ◆ 接続料相当額の算出過程を含め、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠についてはガイドライン上総務省へ報告することとされているところ、今次の検証を通じてより詳細な提示を求める意見があった。

### ●移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

#### 4. 検証結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

### ガイドライン改訂方針案

- ◆ 論点①に示したとおり、固定通信・移動通信間のセット割引はモバイルサービス市場の競争に影響を及ぼすものであることを踏まえれば、検証過程において考慮することが望ましいと考えられるところ、現行のガイドラインにおいては検証対象の選定過程においてセット割引を考慮していないため、検証の必要性が高いサービス等が検証対象とならないことが想定される。こうした点を踏まえれば、**検証対象の選定に当たっても、セット割引を考慮することが適当**ではないか。
- ◆ 検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが**適当**ではないか。